

ワーキンググループの進め方等

毎月勤労統計調査の見直しについて

- 毎月勤労統計調査については、
 - ・ローテーションサンプリングの導入（平成30年1月）
 - ・東京都の500人以上事業所の全数調査の実施（令和元年6月）
 - ・再集計を行うことができなかった平成16～23年の結果について、「時系列比較のための推計値」を作成して公表（令和2年8月）
 - ・調査計画のとおりとなるよう、調査対象事業所数を増加（令和3年1月及び令和4年1月（予定））などの見直しを進めてきたところ。
- 一方、毎月勤労統計調査については、引き続き課題もあるため、
 - ・速やかに見直すべき事項については、見直しを進めながら、
 - ・技術的な検討が必要な事項等については、本ワーキンググループにおいて、検討を行う。

（令和3年4月22日 第163回統計委員会に報告）

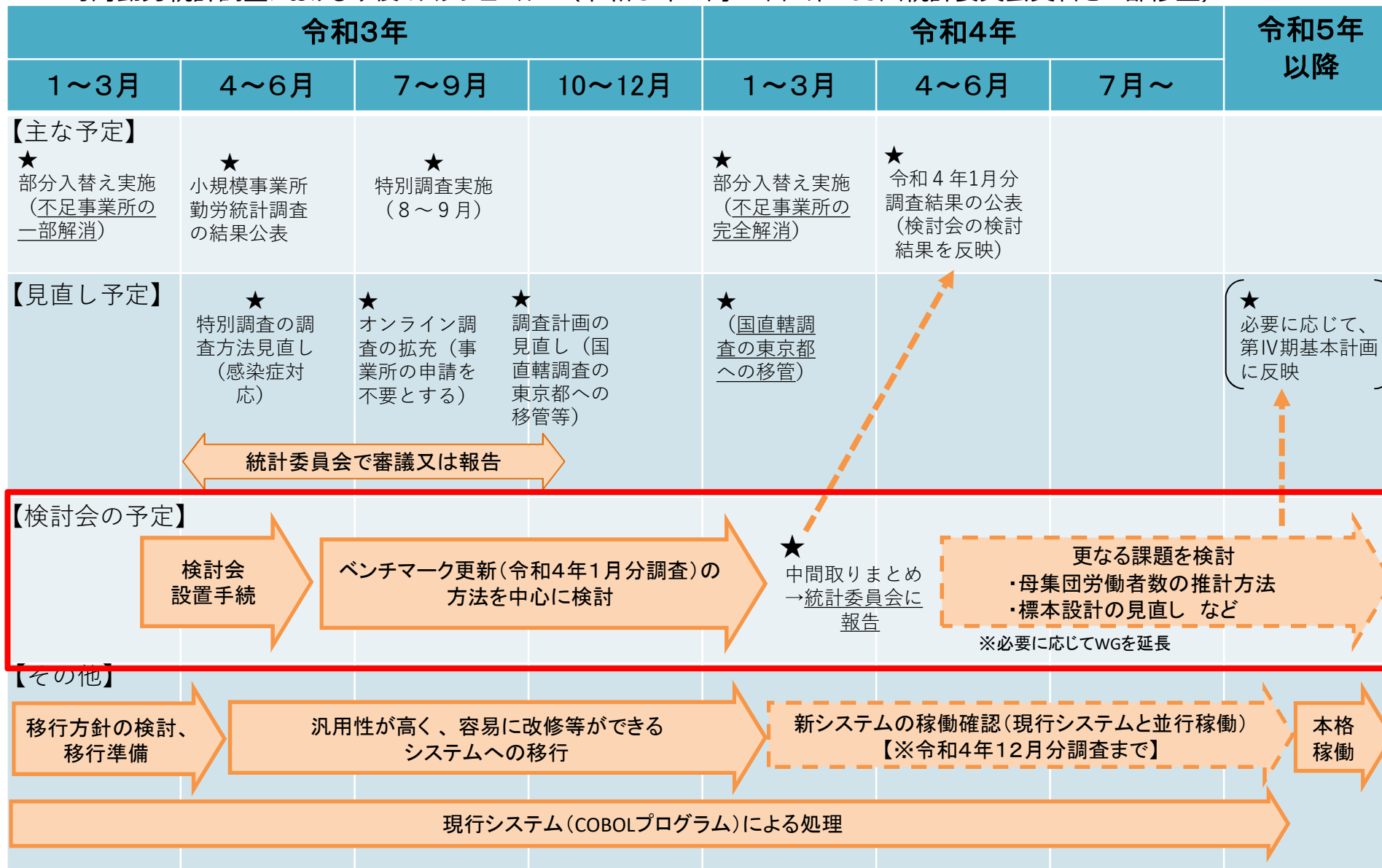
毎月勤労統計調査の見直しの状況

- （1）毎月勤労統計調査規則の改正（令和3年7月1日施行）
 - ① 全国調査・地方調査におけるオンライン調査利用希望届の廃止
 - ・オンライン調査を実施するためには、事業主があらかじめ厚生労働大臣に届け出ることが必要であったが、届出を行わなくてもオンライン調査を行うことを可能とする。
 - ② 特別調査における新型コロナウイルス感染症への対応
 - ・新型コロナウイルス感染症等の天災事変その他のやむを得ない理由のために調査員調査が困難である場合は、郵送又はオンラインによる回答を可能とする。
- （2）毎月勤労統計調査の変更について（令和3年6月30日に統計委員会に諮問）
 - ① 東京都への調査の移管に伴う調査系統の変更
 - ・東京都の常用労働者数500人以上規模の事業所のうち、令和元年6月から国が直轄で調査していた事業所について、令和4年1月から東京都が調査を実施
 - ② 特別調査の公表の期日の変更
 - ・特別調査の公表の期日を1か月繰り下げ、調査実施翌年1月末に変更
 - ③ 調査票情報の保存期間及び保存責任者の変更
 - ・地方調査における「調査票の内容を記録した電磁的記録媒体」を厚生労働省において永年保存すること等に変更
 - ④ 調査計画の記載の詳細化 等

「毎月勤労統計調査の改善に関するワーキンググループ」の進め方について

- 毎月勤労統計調査の改善のために、まずは、令和4年1月分調査において行うベンチマーク更新の手法の検討を行い、その後、統計委員会等で指摘されている課題等について、順次検討を行っていくこととしたい。

◎ 毎月勤労統計調査における今後のスケジュール（令和3年4月22日 第163回統計委員会資料を一部修正）



(参考) 毎月勤労統計調査に関する主な課題

(統計委員会における主な指摘事項)

- 地方調査の標本も合わせて全国調査の結果を推計する方がよいのではないか。
- 全数調査としている500人以上規模事業所について、例えば、1,000人以上規模事業所と500～999人規模事業所では大きな差がある可能性があるので全数調査とする必要性があるかどうか検討してはどうか。
- ベンチマーク更新の際に生じる産業構成の変化などの影響により雇用の前年比ができるだけゆがまない形での計算方法等を検討してはどうか。
- サンプル入替えやベンチマーク更新に関する情報開示をしていただきたい。
- 母集団労働者数の推計における雇用保険データによる補正の適合度合い(0.5)について検証してはどうか。
 - ※ 雇用保険データによる補正については、資料1の7頁を参照
- 回収率を考慮した推計方法を検討してはどうか。
- データベース機能で提供するなど、利用者が使いやすい形で公表してほしい。
- 調査員への依存度の少ない、安定的に調査が実施できる方法を検討してはどうか。
- 企業にとって負担のない形で情報が集まる仕組みを考えるべきではないか。
- ユーザにわかりやすい公表方法や、数値に訂正が生じた場合の通知の仕方について検討いただきたい。

※ 上記以外の課題として、

- ・ 標本設計の見直し(上記指摘の500人以上規模も含めたサンプルサイズの見直し等)
- ・ 季節調整手法の見直し(現在は、X-12-ARIMAのうち、「X-11 デフォルト」というオプションを用いているが、オプションの変更等の検討)

について、検討することが考えられる。

※ 共通事業所の集計値については、「毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会」において、制度が平準化し、安定的な分析ができる時点で、改めて検討を行うべきとされている。